

嬉野市防災会議条例及び嬉野市災害対策本部条例の一部を改正する条例新旧対照表

【第1条関係】 嬉野市防災会議条例

改正案	現 行
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 嬉野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p><u>(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査し、審議すること。</u></p> <p><u>(4) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 嬉野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p><u>(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p><u>(3) 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p>

【第2条関係】 嬉野市災害対策本部条例

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、嬉野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、嬉野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

嬉野市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第100条第1項後段の規定による選挙人その他の関係人</u></p> <p>(3) <u>法第109条第5項において準用する法第115条の2第2項の規定による参考人</u></p> <p>(4) <u>法第109条第5項において準用する法第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(5) <u>法第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(6) <u>法第115条の2第2項の規定による参考人</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第2条 市の機関の請求により次に掲げる者が出頭し、参加し、又は出席した場合は、実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第100条第1項の規定による選挙人その他の関係人</u></p> <p>(3) <u>法第109条第6項、第109条の2第5項又は第110条第5項の規定による参考人</u></p> <p>(4) <u>法第109条第5項、第109条の2第5項又は第110条第5項の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

嬉野市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p><u>名称 嬉野市コミュニティーセンター</u></p> <p><u>位置 嬉野市塩田町大字五町田甲3136番地1</u></p> <p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 センターの<u>事業</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な<u>事業</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 火曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に<u>必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(利用の許可)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(位置)</u></p> <p>第2条 センターは、<u>嬉野市塩田町大字五町田甲3136番地1に置く。</u></p> <p><u>(業務)</u></p> <p>第3条 センターの<u>業務</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な<u>業務を行うこと。</u></p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) <u>毎週</u>火曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に<u>必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(利用の許可)</p>

第6条 センターの施設及び設備のうち、別表に掲げるものを利用しようとする者又は団体は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しないことができる。

(1) その利用がセンターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) その利用がセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) その利用が政治活動、宗教活動又は物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行うものと認めるとき。

(4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 略

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 第6条第1項の許可を受けた者又

第6条 センターの施設及び設備のうち、別表に掲げるものを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の許可の基準)

第7条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、センターの利用を許可しないことができる。

(1) その利用がセンターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) その利用がセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その利用が政治活動、宗教活動又は物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行うものと認められるとき。

(4) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 略

(許可の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用目的に

は団体（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。

(2) 略

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要と認めるとき。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(使用料)

第11条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 略

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(指定管理者による管理)

第14条 略

2～5 略

6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

違反したとき。

(2) 略

(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要と認められるとき。

(入館の制限等)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(使用料)

第11条 センターの利用者は、別表に定める額を、使用料として納めなければならない。

2 略

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第14条 略

2～5 略

6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、センターの利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の業務)

第16条 略

(1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(2)～(5) 略

(利用料金)

第17条 第11条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

2～3 略

(原状回復義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の規定により利用許可を取り消されたときは、当該利用に係る施設等を原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

別表(第6条、第11条、第17条関係)

区分	施設使用料(開館時間内)	冷暖房使用料(1時間当たり)
第1和室	1時間当たり	100円
	400円	
	1団体1泊当たり	
	4,000円	
第2和室	1時間当たり	100円
	400円	

(指定管理者の業務)

第16条 略

(1) 第3条に掲げる業務

(2)～(5) 略

(利用料金)

第17条 第11条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、センターの利用者は、利用料金を納めなければならない。

2～3 略

(原状回復義務)

第18条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条の規定により利用許可を取り消されたときは、利用に係る施設等を原状に回復し、係員の点検を受けなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

別表(第6条、第11条、第17条関係)

室名	金額(開館時間内)	宿泊金額(1泊当たり)	冷暖房使用(利用)料(1時間当たり)
第1和室	1時間当たり	1団体4,000円	200円
	400円		
第2和室	1時間当たり	1団体4,000円	200円
	400円		

		1 団体 1 泊当たり 4,000円	
第1研修室		1 時間当たり 200円	100円
第2研修室		1 時間当たり 200円	100円
		1 団体 1 泊当たり 2,000円	
第3研修室		1 時間当たり 200円	100円
		1 団体 1 泊当たり 2,000円	
調理実習室		1 時間当たり 400円	100円
トレーニング ルーム		1 人 2 時間当たり 300円	100円
浴室		1 人 2 時間当たり 300円	100円
展 示 館	展示室	1 日当たり 500円	100円
	体験コ ーナー	1 時間当たり 100円	100円
	調理実 習室	1 時間当たり 200円	100円
	作業室	1 時間当たり 100円	100円
備考	<p>1 次の各号のいずれにも該当しない者がセンターを利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額とする。</p> <p>(1) 市内に居住する者</p> <p>(2) 市内に所在する事業所等に勤務する者</p> <p>(3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生</p> <p>(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者</p> <p>2 この表に定める使用料には、消費税法</p>		
第1研修室		1 時間当たり 200円	200円
第2研修室		1 時間当たり 200円	1 団体 2,000円
第3研修室		1 時間当たり 200円	1 団体 2,000円
調理実習室		1 時間当たり 400円	200円
トレーニング ルーム		300円 1 回 1 人 2 時間 以内	200円
浴室		300円 1 回 1 人 2 時間 以内	200円
体験コ ーナー (展示 館)		100円 1 時間当たり	100円
調理実 習室 (展示 館)		200円 1 時間当たり	200円
作業室 (展示 館)		100円 1 時間当たり	100円
備考	<p>1 使用（利用）料には、消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>2 宿泊利用の場合は、団体を原則とする。</p> <p>3 市内居住者以外の者が利用する場合の使用（利用）料は、この表に定める額の5割増しとする。</p>		

(昭和63年法律第108号)の規定に基づ  
く消費税の額及び地方税法(昭和25年法  
律第226号)の既定に基づく地方消費税  
の額を含む。

嬉野市大野原地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 略 (利用の許可)</p> <p>第4条 <u>センターの施設及び設備のうち別表に掲げるもの</u>を利用しようとする者又は団体は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 (利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可してはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</u></p> <p>(5) 略 (利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>第4条第1項の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は市長の指示に違反したと</u></p>	<p>第1条～第3条 略 (利用の許可)</p> <p>第4条 <u>別表に掲げるセンターの施設及び設備を利用しようとするものは</u>、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略 (利用の許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可してはならない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものであるとき。</u></p> <p>(5) 略 (許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、<u>第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が</u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。</u></p>

き。

(2) 利用者が許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(4)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要と認めるとき。

#### 第7条 略

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める額を、使用料として納めなければならない。

#### 2 略

(使用料の減免)

#### 第9条 略

(1) 市が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を利用するとき。

(2)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

#### 第10条 略

(指定管理者による管理)

#### 第11条 略

#### 2 略

3 センターの管理を指定管理者が行う場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第4条第1項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

#### 4 略

#### 第12条～第13条 略

(利用料金)

第14条 第8条第1項の規定にかかわらず、第11条第1項の規定によりセンター

(2) 許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

(4)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があるとき。

#### 第7条 略

(使用料)

第8条 センターの利用者は、別表に定める額を、使用料として納めなければならない。

#### 2 略

(使用料の減免)

#### 第9条 略

(1) 市が主催、又は他の団体と共催して行う事業に施設を利用するとき。

(2)～(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

#### 第10条 略

(指定管理者による管理)

#### 第11条 略

#### 2 略

3 センターの管理を指定管理者が行う場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行う期間前にされた第4条第1項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

#### 4 略

#### 第12条～第13条 略

(利用料金)

第14条 第8条第1項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者が行う場

の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

2～3 略

(原状回復義務)

第15条 利用者は、施設及び設備の利用を終了し、又は第6条の規定により利用許可を取り消されたときは、当該利用に係る施設及び設備を原状に回復しなければならない。

2 略

第16条～第17条 略

別表(第4条、第8条、第14条関係)

区分	使用料(1時間当たり)
集会室	200円
和室(A)	200円
和室(B)	200円
調理室	200円

備考

1 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体がセンターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。

2 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

合は、センターの利用者は、指定管理者に対し、利用料金を納めなければならない。

2～3 略

(原状回復義務)

第15条 利用者は、施設及び設備の利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用許可を取り消されたときは、当該利用に係る施設及び設備を原状に回復しなければならない。

2 略

第16条～第17条 略

別表(第4条、第8条、第14条関係)

室名	金額
集会室	1時間当たり 200円
和室(A)	1時間当たり 200円
和室(B)	1時間当たり 200円
調理室	1時間当たり 200円

備考

1 使用(利用)料には、消費税及び地方消費税を含む。

2 市内居住者以外のもが利用する場合の使用(利用)料は、この表に定める額の5割増しとする。

嬉野市公会堂条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第2条 略</p> <p>(<u>利用の許可</u>)</p> <p>第3条 <u>公会堂を利用しようとする者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(<u>利用の制限</u>)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>公会堂の利用を許可しない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>建物又は附属品を損傷するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>削除</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、公会堂の管理上支障があるとき。</u></p> <p>削除</p> <p>(<u>利用許可の取消し等</u>)</p> <p>第5条 <u>市長は、前条の許可を受けた者又は団体（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例の規定に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</u></p> <p>2 <u>市は、前項の規定に基づく許可の取消し又は利用の制限によって、利用者 が被った損害について、その責めを負わないものとする。</u></p>	<p>第1条～第2条 略</p> <p>(<u>使用の許可</u>)</p> <p>第3条 <u>公会堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(<u>使用の制限等</u>)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>公会堂の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(3) <u>この条例の規定に違反したとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、公会堂の管理上必要と認めるとき。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による許可の取消し又は使用の制限により使用者の損害を生じた場合であっても、市は、その責めを負わない。</u></p>

(特別の設備)

第6条 利用者は、公会堂に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 公会堂の利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、公会堂の利用を終了したときは、当該利用に係る施設、設備等を直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する原状回復義務を怠ったときは、市長は、これを執行し、その費用を当該利用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 利用者は、公会堂の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、市に賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第7条関係)

(特別の設備)

第5条 使用者は、公会堂に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料の額)

第6条 公会堂の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 市長が特に必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、公会堂の使用を終了したときは、その使用に係る施設、設備等を直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が、前項に規定する原状回復義務を怠ったときは、市長がこれを執行し、その費用は、当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第10条 使用者は、公会堂の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第6条関係)

区分		使用料	利用時間
大ホール		1時間当たり 1,100円	午前7時 から午後
会議室		1時間当たり 200円	10時ま で
控室		1時間当たり 200円	
冷暖房 設備	大ホール	1時間当たり 500円	
	会議室、控室	1時間当たり 100円	
備 品	放送設備（一 式）	1回当たり 1,000円	
	プロジェクタ	1回当たり 1,000円	

備考

- この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 市内居住者（市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。以下同じ。）以外の者又は団体が公会堂を利用する場合は、この表による使用料に3割の額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。
- 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。

公会堂使用料

（単位：円）

区分		使用料（1時間当たり）	
		午前8時～ 午後5時	午後5時～ 10時
大ホール		1,000	1,500
会議室	大ホール 併用	100	150
	単独使用	200	300
控室	大ホール 併用	100	150
	単独使用	200	300

備考

（使用時間の延長）

- 大ホール、会議室及び控室の使用時間を超えて使用する場合の使用料については、超過する時間分の使用料を徴収する。この場合において、1時間未満は、1時間とする。  
（入場料等を徴収する場合の使用料）
- 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。  
（宣伝・営利目的で使用する場合の使用料）
- 利用者が宣伝又は営利を目的として公会堂を使用する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。  
（市外者が使用する場合の使用料）
- 市内在住者以外の者が、宣伝又は営利を目的として公会堂を使用する場合は、前2項に規定する額のほか、この表による使用料の10割の額を加算する。  
（練習・準備のために使用する場合の使用料）

5 利用者が宣伝又は営利を目的として公会堂を利用する場合は、この表による使用料に20割（市内居住者以外の者が宣伝又は営利を目的として公会堂を利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。

6 利用者が特別の設備を設置して利用する場合は、この表による使用料のほか、電気料金及び水道料金の実費相当額を徴収する。

5 練習又は準備のため大ホールを使用する場合は、この表による使用料の5割を徴収する。

（冷暖房使用料）

6 大ホール使用の場合で、使用者が冷暖房の使用を申し出た場合は、この表による使用料のほか、次に掲げる冷暖房料金を徴収する。

冷暖房料金 1台 1時間につき 560円（実費徴収）

7 使用者が特別の設備を施して使用する場合は、この表による使用料のほか、電気、水道料金の実費相当額を徴収する。

（備品使用料）

8 備品の使用料は、次のとおりとする。

放送設備 一式 1時間につき 1,050円

嬉野市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第 1 条～第 2 条 略</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第 3 条 開放施設を使用することができる<u>ものは、次の各号のいずれかに該当する者で構成される団体とする。</u></p> <p>(1) <u>市内</u>に居住する者</p> <p>(2) <u>市内</u>に所在する事業所に通勤する者</p> <p>(3) <u>市内</u>に所在する学校に通学する者</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>適当と認めた者</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 4 条 開放施設を使用しようとする<u>団体</u>は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第 5 条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の使用を許可しない。</u></p> <p>(1) <u>第 1 条の趣旨に反して使用するとき。</u></p> <p>(2) <u>政治的、宗教的活動のために使用する</u> <u>とき。</u></p> <p>(3) <u>営利を目的として使用するとき。</u></p> <p>(4) <u>開放施設の管理上支障があると認める</u> <u>とき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員</u> <u>会において適当でないとき。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第 6 条 <u>教育委員会は、第 4 条の許可を受け</u> <u>た団体(以下「使用者」という。)が次の各号</u> <u>のいずれかに該当するときは、使用の許可</u> <u>を取り消し、若しくは変更し、又は使用の</u> <u>中止を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく規則の</u></p>	<p>第 1 条～第 2 条 略</p> <p>(使用者の範囲)</p> <p>第 3 条 開放施設を使用することができる<u>者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>本市</u>に居住する者</p> <p>(2) <u>本市</u>に所在する事業所に通勤する者</p> <p>(3) <u>本市</u>に所在する学校に通学する者</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が<u>適当と認めた者</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 4 条 開放施設を使用しようとする<u>者は、</u> <u>教育委員会の許可を受けなければならない</u> <u>い。</u></p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第 5 条 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに</u> <u>該当すると認めるときは、使用を許可し</u> <u>ない。</u></p> <p>(1) <u>第 1 条の趣旨に反する使用</u></p> <p>(2) <u>政治的、宗教的活動のための使用</u></p> <p>(3) <u>営利を目的とする使用</u></p> <p>(4) <u>管理上支障があると認められる使用</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員</u> <u>会において適当でないとき</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第 6 条 <u>第 4 条の規定により使用の許可を受</u> <u>けた者は、次に掲げる使用料を納付しなけ</u> <u>ればならない。</u></p> <p>(1) <u>屋外運動場 原則として無料</u></p>

規定に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 市長は、前項の規定に基づく許可の取消し等によって、使用者が被った損害について、その責めを負わないものとする。

(目的外使用等の禁止)

第 7 条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。

2 使用者は、開放施設の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第 8 条 開放施設の利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が主催し、又は他の団体と共催する行事に施設を使用するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が公用又は公共事業の用に供するために施設を使用するとき。

(3)～(4) 略

(2) 学校体育館 1時間当たり 420 円

(3) 学校プール 原則として無料

(使用料の減免等)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が主催し、又は共催する行事に使用するとき。

(2) 国又は他の地方公共団体が公用又は公共事業の用に供するため使用するとき。

(3)～(4) 略

(使用料の不還付)

第 8 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない事由により開放施設を使用できない場合は、その使用料の全部又は一部を還付する。

(権利譲渡等の禁止)

第 9 条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料の不還付)

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により開放施設を使用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第 11 条 使用者は、開放施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、故意又は過失により開放施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 13 条 略

別表(第8条関係)

【別記1 参照】

(許可の取消し等)

第 10 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 第 5 条各号の規定に該当するに至ったとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第 11 条 開放施設を使用した者は、開放施設の使用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 開放施設を使用した者は、故意又は過失により開放施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 13 条 略

【別記1】

区分	使用料
屋外運動場	無料
学校体育館	1時間当たり 400円
学校プール	無料

備考 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市中央公民館</td> <td>嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市塩田公民館</td> <td>嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市嬉野公民館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1 297番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市吉田公民館</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田丙2 770番地5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長、主事及び<u>その他の職員</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(補助機関)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の自治公民館長の任期は、<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p>	名称	位置	嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地	嬉野市塩田公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地	嬉野市嬉野公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1 297番地	嬉野市吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2 770番地5	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>本市が設置する</u>公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市中央公民館</td> <td>嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市塩田公民館</td> <td>嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市嬉野公民館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1 297番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市吉田公民館</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田丙2 770番地5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に館長、主事、<u>職員</u>を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(補助機関)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の自治公民館長の任期は<u>前任者の残任期間</u>とする。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>公益を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>建物又は附属施設を損傷するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。</u></p> <p>3 公民館の利用については、3日を超える継</p>	名称	位置	嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地	嬉野市塩田公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地	嬉野市嬉野公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1 297番地	嬉野市吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2 770番地5
名称	位置																				
嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地																				
嬉野市塩田公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地																				
嬉野市嬉野公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1 297番地																				
嬉野市吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2 770番地5																				
名称	位置																				
嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地																				
嬉野市塩田公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲 1967番地																				
嬉野市嬉野公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1 297番地																				
嬉野市吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2 770番地5																				

<p><u>(利用の制限)</u></p> <p><u>第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。</u></p> <p><u>(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 建物又は付属施設を損傷するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 公民館の管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないとき。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、公民館の利用について、3 日を超える継続利用は許可しないものとする。ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(利用許可の取消し)</u></p> <p><u>第 9 条 略</u></p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 第 7 条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、前項の規定に基づく許可の取消しによって利用者が被った損害について、賠償の責めを負わないものとする。</u></p> <p><u>(特別の設備)</u></p> <p><u>第 10 条 利用者は、公民館の施設、器具等の取扱いに注意し、特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(利用目的の変更等の禁止)</u></p> <p><u>第 11 条 利用者は、公民館の利用の目的を</u></p>	<p><u>継続利用は許可しないものとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(利用目的の変更等の禁止)</u></p> <p><u>第 8 条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p> <p><u>(利用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第 9 条 略</u></p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>2 前項の取消しによって利用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。</u></p> <p><u>(特別の設備)</u></p> <p><u>第 10 条 利用者は、公民館の施設、器具等の取扱いに注意し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 利用者は、公民館の利用を終了したときは、直ちに設備その他を原状に回復しなければならない。</u></p>
--	--

許可なく変更してはならない。

2 利用者は、公民館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第12条 利用者は、あらかじめ別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 利用者は、公民館の施設、器具等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表(第12条関係)

区分		施設使用料	冷暖房使用料(1時間当たり)
嬉野市 塩田公 民館	第1研修室	1時間当たり 200円	100円
	第2研修室		
	第3研修室		
	第4研修室		
	第5研修室		

(使用料)

第11条 利用者は、あらかじめ別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 利用者は、公民館の施設、器具等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表(第11条関係)

1 嬉野市塩田公民館使用料

(単位：円)

室名	使用料(1時間当たり)	冷房使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
第1研修室	210	520	470
第2研修室			

	視聴覚室 第1学習室 第2学習室 栄養相談室			第3研修室 第4研修室 第5研修室 視聴覚室 第1学習室 第2学習室 栄養相談室						
	大集会室	1時間当たり 600円	500円	大集会室	630	1,050	940			
嬉野市 嬉野公 民館	講座室1 講座室2 2階学習室 1 2階学習室 2 2階学習室 3 2階学習室 4 実習室 3階学習室 3階大会議 室 和室 ガス使用料	1時間当たり 100円	100円							
	実習室	1時間当たり 200円	—							
	3階学習室	1時間当たり 100円	—							
	3階大会議 室	1時間当たり 200円	100円							
	和室	1時間当たり 100円	100円							
	ガス使用料	コンロ1基 当たり 30 0円（1時 間を超えた 場合にあつ ては、1時 間ごとに5 0円を加算 する。）	—							
				2 嬉野市嬉野公民館使用料 (単位：円)						
					午前8 時30 分～ 正午	午前8 時30 分～ 午後5 時	午前8 時30 分～ 午後1 0時	正午 ～午 後5時	正午 ～午 後10 時	午後5 時～1 0時
				講座室1	260	410	510	260	410	310
				講座室2	530	730	1,050	530	830	630
				2階学習室1	260	410	510	260	410	310
				2階学習室2	260	410	510	260	410	310
				2階学習室3	260	410	510	260	410	310
				2階学習室4	260	410	510	260	410	310
				実習室(光熱 水費を含 む。)	830	1,050	1,530	830	1,050	830
				3階学習室	530	830	1,050	530	830	630
				3階大会議室	730	1,050	1,360	730	1,050	830
				和室	530	630	830	530	630	530
				結婚式(披露 宴を含む。) の場合、和 室も含む。						2,100
				冷・暖房使 用料	400	910	1,420	510	1,020	510
				2階学習室、						

嬉野市 吉田公 民館	研修室	1時間当 り	100円	3階和室							
	視聴覚室		200円	冷・暖房使 用料(3階大 会議室)	480	1,100	1,710	610	1,220	610	
	実習室 和室			ガス使用料 (コンロ1基 につき)	最初の1時間(基本料金) 300 以後1時間ごとに 50						
	大会議室	1時間当 り	300円	冷・暖房使 用料 結婚式(披露 宴を含む。) の場合	1,100						
	ガス使用料	コンロ1基 当たり		3 嬉野市吉田公民館使用料 (単位：円)							
		300円(1 時間を超え た場合に あつては、1 時間ごとに 50円を加 算する。)		区分	午前8 時30 分～ 正午	午前8 時30 分～ 午後5 時	午前8 時30 分～ 午後1 0時	正午 ～午後 5時	正午 ～午後 10時	午後5 時～1 0時	
				研修室	830	1,580	2,100	830	1,580	1,050	
				視聴覚室	830	1,580	2,100	830	1,580	1,050	
				実習室(光熱 水費を含 む。)	1,050	1,580	2,100	1,050	1,580	1,050	
				和室	530	830	1,050	530	1,050	1,050	
				大会議室	1,050	2,100	3,150	1,050	2,100	1,580	
				結婚式(披露 宴を含む。) の場合、和 室も含む。						3,150	
				冷・暖房使 用料(研修 室、視聴覚 室、和室)	600	1,350	2,100	750	1,500	750	

備考

- この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の既定に基づく地方消費税の額を含む。
- 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらのもので構成される団体を言う。)以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しとする。

	冷・暖房使 用料(3階大 会議室)	720	1,620	2,520	900	1,800	900
	ガス使用料 (コンロ1基 につき)	最初の1時間(基本料金) 300 以後1時間ごとに 50					
	冷・暖房使 用料 結婚式(披露 宴を含む。) の場合	2,100					

嬉野市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後(案)	現 行
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市における歴史、民俗に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存とその活用を図り、もって市民文化の向上に資するため、嬉野市歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を<u>設置</u>する。</p> <p>第 2 条～第 3 条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第 4 条 資料館を利用しようとする者は、<u>嬉野市教育委員会(以下「教育委員会」とい</u></p>	<p>(設置及び管理)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市における歴史、民俗に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保存とその活用を図り、もって市民文化の向上に資するため、嬉野市歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を<u>設置し、及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条～第 3 条 略</p> <p>(観覧料)</p> <p>第 4 条 資料館に展示した資料の観覧料は<u>徴収しない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>特別の企画により展示したときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p>第 5 条 嬉野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>資料館の管理上支障があると認められる者</u></p> <p>(2) <u>資料館の管理上必要な指示又は指導に従わない者</u></p> <p>(資料の貸出し)</p> <p>第 6 条 <u>資料館に収集している資料は、原則として貸出しをしない。ただし、学術研究等のため、特に資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を得て貸出しを受けることができる。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第 7 条 資料館を利用しようとする者は、<u>教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p>

う。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の利用を許可しない。

(1)～(3) 略

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(入館の制限)

第 7 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 資料館の管理上支障があると認められる者

(2) 資料館の管理上必要な指示又は指導に従わない者

(使用料)

第 8 条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

削除

(使用料の減免)

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限及び許可の取消し)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可せず、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1)～(3) 略

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上必要と認めるとき。

(使用料の額)

第 9 条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第 9 条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(観覧料)

第 11 条 資料館に展示した資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の企画により展示したときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

(資料の貸出し)

第 12 条 資料館に収集している資料は、原則として貸出しをしない。ただし、学術研究等のため、特に資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を得て貸出しを受けることができる。

(損害賠償)

第 13 条 資料の観覧者又は貸出しを受けた者が資料館の建物、施設若しくは資料を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(資料館協議会)

第 14 条 資料館の円滑な運営を図るため、嬉野市歴史民俗資料館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 略

3 委員は、社会教育の関係者及び学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

第 10 条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(観覧料)

第 12 条 資料館に展示した資料の観覧料は、徴収しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の企画により展示したときは、実費相当額の範囲内において観覧料を徴収することができる。

(資料の貸出し)

第 12 条 資料館に収集している資料は、原則として貸出しをしない。ただし、学術研究等のため、特に資料を利用しようとする者は、教育委員会の許可を得て貸出しを受けることができる。

(損害賠償)

第 12 条 資料の観覧者又は貸出しを受けた者が資料館の建物、施設若しくは資料を破損し、又は滅失し、汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(資料館協議会)

第 13 条 資料館の円滑な運営を図るため、嬉野市歴史民俗資料館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 略

3 委員の定数は、10 人以内とし、社会教育の関係者及び学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

<p>4 委員の定数は、10人以内とする。</p> <p>5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬及び費用弁償)</p> <p>第15条 委員の報酬及び費用弁償は、嬉野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年嬉野市条例第39号)により支給する。 (委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表(第8条関係) 【別記1 参照】</p>	<p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬及び費用弁償)</p> <p>第14条 委員の報酬及び費用弁償は、嬉野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年嬉野市条例第39号)により支給する。 (委任)</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>別表(第9条関係) 【別記1 参照】</p>
--	--

【別記1】

改正案

区分	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)
第2展示室	200円	100円
視聴覚・研修室	200円	100円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 利用者が市内居住者(市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。)以外の者である場合は、この表に定める額の3割増しの額とする。

現行

室名	使用料(1時間当たり)	冷房使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
第2展示室	210円	520円	470円
視聴覚・研修室	210円	520円	470円

嬉野市文化センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後(案)	現 行
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 市民の文化、教養の向上と健康の増進に寄与するため、嬉野市文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。</p> <p>第 2 条～第 3 条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第 4 条 文化センターを利用しようとする者又は団体は、あらかじめ嬉野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、文化センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、文化センターの管理上支障があるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>(設置及び管理)</p> <p>第 1 条 この条例は、市民の文化、教養の向上と健康の増進に寄与するため、嬉野市文化センター(以下「文化センター」という。)を設置し、及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 3 条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第 4 条 文化センターを利用しようとする者は、あらかじめ嬉野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により文化センターの利用を許可するに当たって、必要な条件を付することができる。</p> <p>3 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、文化センターの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(特別の設備)</p> <p>第 6 条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用に当たって、文化センターに特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)</p> <p>第 7 条 利用者は、文化センターを許可目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>

第6条 教育委員会は、第4条第1項の許可を受けた者又は団体(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用の条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 略

(3) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(4) 略

2 略

(特別の設備)

第7条 利用者は、文化センターに特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第8条 利用者は、文化センターの利用の許可を受けた目的以外に利用してはならない。

2 利用者は、文化センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際(冷暖房及び器具等に係る使用料にあつては、利用する当日まで)に納付しなければならない。

第10条 略

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者がやむを得ない理由により文化センターの利用を中止した場合に、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 略

(3) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 略

2 略

(使用料の納付)

第9条 文化センターの使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納付しなければならない。

3 冷暖房及び器具等の使用料は、利用する当日までに納付しなければならない。

第10条 略

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者がやむを得ない理由により文化センターの利用を中止した場合に、市長が必要と認めるときは、使用料の全部又は一

<p>還付することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第 12 条 利用者は、文化センターの利用を終了し、又は第 6 条第 1 項の規定に基づく利用許可の取消し等の処分を受けたときは、当該利用に係る施設等を直ちに原状に回復して返還しなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 13 条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、文化センターの建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害を市に賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>別表(第 9 条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>部を還付することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第 12 条 利用者は、文化センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。第 8 条第 1 項の規定に基づく利用許可の取消し等の処分を受けた場合も、同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 13 条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、文化センターの建物又は附属設備を損傷し、又は滅失した場合は、市長が相当と認める損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>別表(第 9 条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p>
--	---

【別記1】

改正案

区分		使用料	
研修室1		1時間当たり	400円
研修室2		1時間当たり	400円
会議室		1時間当たり	550円
談話室		1時間当たり	400円
展示室(会議)		1時間当たり	400円
展示室(展示)		1日当たり	500円
トレーニング室	スポーツ	1時間当たり	300円
	スポーツ以外	1時間当たり	1,000円
冷暖房	2階		100円
	3階		500円

備考

- この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。

現 行

文化センター使用料

(単位：円)

室名\区分		午前9時から午後5時まで (1時間当たり基本額)	午後5時から10時まで (1時間当たり基本額)
研修室1		400	450
研修室2		400	450
会議室		550	650
談話室		400	450
展示室		400	450
トレーニング室	スポーツ	個人50(最低250)	個人70(最低400)
	スポーツ以外	1,300	1,300
放送器具		500	—
暖房	2階	300	
冷房	3階	600	

嬉野市体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行																														
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 市民の<u>市民</u>の<u>市民</u>の<u>市民</u>の普及振興を図り、もって市民の健康の増進に寄与するため、嬉野市体育施設（以下「体育施設」という。）を<u>設置</u>する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市社会体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下野甲117番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1541番地</td> </tr> <tr> <td>不動ふれあい体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字不動山甲1326番地</td> </tr> <tr> <td>吉田地区運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田甲4031番地 他</td> </tr> <tr> <td>嬉野ゲートボール場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1125番地1 他</td> </tr> <tr> <td>大野原運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙425番地11 他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 略</p>	名称	位置	嬉野市社会体育館	嬉野市嬉野町大字下野甲117番地	嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1541番地	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山甲1326番地	吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田甲4031番地 他	嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿乙1125番地1 他	大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙425番地11 他	<p><u>(設置及び管理)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>市民</u>の<u>市民</u>の<u>市民</u>の普及振興を図り、もって市民の健康の増進に寄与するため、嬉野市体育施設（以下「体育施設」という。）を設置し、及び管理に<u>必要</u>な事項を定めるものとする。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野市社会体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下野甲117番地</td> </tr> <tr> <td>嬉野市体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1541番地</td> </tr> <tr> <td>不動ふれあい体育館</td> <td>嬉野市嬉野町大字不動山甲1326番地</td> </tr> <tr> <td><u>不動プール</u></td> <td>嬉野市嬉野町大字不動山甲1296番地 他</td> </tr> <tr> <td>吉田地区運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字吉田甲4031番地 他</td> </tr> <tr> <td>嬉野ゲートボール場</td> <td>嬉野市嬉野町大字下宿乙1125番地1 他</td> </tr> <tr> <td>大野原運動広場</td> <td>嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙425番地11 他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の利用を許可しない。</u></p> <p><u>(1) 公益を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 体育施設の建物、設備、器具等</u></p>	名称	位置	嬉野市社会体育館	嬉野市嬉野町大字下野甲117番地	嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1541番地	不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山甲1326番地	<u>不動プール</u>	嬉野市嬉野町大字不動山甲1296番地 他	吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田甲4031番地 他	嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿乙1125番地1 他	大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙425番地11 他
名称	位置																														
嬉野市社会体育館	嬉野市嬉野町大字下野甲117番地																														
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1541番地																														
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山甲1326番地																														
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田甲4031番地 他																														
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿乙1125番地1 他																														
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙425番地11 他																														
名称	位置																														
嬉野市社会体育館	嬉野市嬉野町大字下野甲117番地																														
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1541番地																														
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動山甲1326番地																														
<u>不動プール</u>	嬉野市嬉野町大字不動山甲1296番地 他																														
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田甲4031番地 他																														
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿乙1125番地1 他																														
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙425番地11 他																														

<p>2 <u>教育委員会は、前項の許可をする場合において、<u>体育施設の管理運営上必要な条件を付し、又は利用を制限することができる。</u></u></p> <p><u>(利用の制限)</u></p> <p><u>第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>体育施設の利用を許可しない。</u></u></p> <p><u>(1) 公益を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 体育施設の建物、設備、器具等（以下（設備等）という。）を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 前2項に掲げるもののほか、<u>体育施設の管理運営上支障があるとき（天候その他の理由により、体育施設が利用に適しない場合を含む。）。</u></u></p> <p><u>(利用許可の取消し等)</u></p> <p><u>第6条 教育委員会は、第4条第1項の許可を受けた者（以下（利用者）という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。</u></u></p> <p><u>(1) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</u></p> <p><u>(2) 災害その他不可抗力によって利用できなくなったとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。</u></p> <p>2 <u>市は、前項の規定に基づく取消し等によって利用者が被った損害について、<u>賠償の責めを負わないものとする。</u></u></p> <p><u>(連続的占有利用の制限)</u></p>	<p><u>（以下「設備等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 体育施設の管理運営上支障（天候その他の理由により、体育施設が利用に適しない場合を含む。）があるとき。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、<u>体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付し、又は利用を制限することができる。</u></u></p> <p><u>(連続的占有利用の制限)</u></p>
--	--

第7条 同一の利用者による体育施設の占有利用は、1週間を超えてはならない。

2 略

(特別の設備)

第8条 利用者は、体育施設に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用目的の変更等の禁止)

第9条 利用者は、体育施設の利用の目的を許可なく変更してはならない。

2 利用者は、体育施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入場の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、体育施設の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(使用料)

第11条 利用者は、別表第1から別表第4

第5条 同一の利用者による体育施設の占有利用は、1週間を超えてはならない。

2 略

(利用目的の変更等の禁止)

第6条 利用の許可を受けた者は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を停止することができる。

(1) 第4条第2項に該当する事由が生じたとき。

(2) 災害その他不可抗力によって利用できなくなったとき。

(3) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。

2 前項の取消し等によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入場の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、体育施設の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(使用料)

第9条 体育施設を利用する者は、別表第1

<p>までに定める<u>額の使用料を納付しなければならない。</u>ただし、生徒及び児童の個人使用料並びに生徒及び児童のみが利用する場合の占有使用料は、<u>半額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</u>とする。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、公益上その他特別の事由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第13条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第14条</u> 利用者は、<u>体育施設の利用を終了し、又は第6条第1項の規定に基づく利用許可の取り消し等の処分を受けたときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第15条</u> 利用者は、<u>体育施設の設備等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。</u>ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(管理の委託)</p> <p><u>第16条</u> 市長は、<u>体育施設の管理を公共的団体に委託することができる。</u></p>	<p>から別表第4までに定める<u>使用料を納入しなければならない。</u>ただし、生徒及び児童の個人使用料並びに生徒及び児童のみが利用する場合の占有使用料は、<u>半額とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>2 市外に居住する者が体育施設を占有利用する場合の使用料は、前項の使用料の5割増しとし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、公益上その他特別の事由により必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(特別の設備)</p> <p><u>第12条</u> 利用者は、<u>利用のため体育施設に特別の設備をするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第13条</u> 利用者は、<u>体育施設の利用を終了したときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。</u>第7条第1項の規定による許可の取消し等の処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第14条</u> 利用者は、<u>体育施設の設備等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</u>ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(管理の委託)</p> <p><u>第15条</u> 市長は、<u>体育施設の管理を公共的団体に委託することができる。</u></p>
--	---

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1(第11条関係)

嬉野市社会体育館使用料

区分	使用料 (1時間当たり)
1面	300円
半面	150円

備考

1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額（以下「消費税額」という。）を含む。

2 使用料の算定にあたって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第2(第11条関係)

1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料

区分	使用料 (1時間当たり)
本館 体育の催物のための利用	800円
その他の催物のための利用	2,400円
別館 本館と併用の場合	200円
単独利用の場合	400円

備考

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により第9条に規定する使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1(第9条関係)

嬉野市社会体育館使用料

区分	使用料	時間帯
昼間の利用	1回につき 530円	午前8時から正午まで
	1回につき 530円	正午から午後5時まで
夜間の利用	1回につき 530円	午後5時から10時まで

(注) 照明施設を利用する場合は、当該使用料のほかに、照明施設使用料として530円を徴収する。

別表第2(第9条関係)

1 嬉野市体育館使用料

目的	入場料等	使用料					
		午前8時～正午	正午～午後5時	午後5時～10時	午前8時～午後5時	正午～午後10時	午前8時～午後10時
競技場の催物の	徴収しない	2,520円	3,780円	5,040円	6,300円	8,820円	11,340円

<p>1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。</p> <p>2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。</p> <p>3 次の各号のいずれにも該当しない者（以下「市外居住者」という。）が、体育施設を占有利用する場合は、この表に定める使用料の3割増しの額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>（1）市内に居住する者</p> <p>（2）市内に所在する事業所等に勤務する者</p> <p>（3）保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生</p> <p>（4）当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者</p> <p>4 利用者が、本館の利用において入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の額を加算する。</p> <p>5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料（税込み）に100を乗じて得た額を加算する。</p> <p>6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割（市外居住者が利用する場合にあっては、30割）の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合は除く。</p> <p>7 練習のため利用する場合は、この表による使用料の5割の額とする。</p> <p>8 市内に居住する者が、結婚式場及び結婚披露宴会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、1回当たり21,000円とする。</p> <p>2 嬉野市体育館の試合利用に係る使用料</p>	ため	合							
	の利	徴収	5.04	7.56	10.0	12.6	17.6	22.6	
	用	する	0円	0円	80円	00円	40円	80円	
		場合							
	その	徴収	7.56	11.3	15.1	18.9	26.4	34.0	
	他の	しな	0円	40円	20円	00円	60円	20円	
	催物	い場							
	のため	合							
	めの	徴収	15.1	22.6	30.2	37.8	52.9	68.0	
	利用	する	20円	80円	40円	00円	20円	40円	
	場合								
会	ホールと併	630	630	1.26	1.26	1.89	2.52		
議	用の場合	円	円	0円	0円	0円	0円		
室	単独利用の	1.26	1.26	2.52	2.52	3.78	5.04		
	場合	0円	0円	0円	0円	0円	0円		

(注)

- 1 競技場、会議室の利用時間を超過して利用する場合の使用料については、超過する時間の属する区分の使用料を当該区分の時間で除した額(その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)を、1時間単位の額として徴収する。この場合の1時間未満は1時間とする。
- 2 その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料(税込み)に100を乗じて得た額について加算する。
- 3 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。ただし、前項の入場料を徴収する場合は除く。
- 4 市外の者が、宣伝又は営利を目的として利用する場合は、前項のほか、こ

区分	使用料（1時間当たり）
バスケットボール（一式）	320円
バレーボール（一式）	320円
バドミントン（一式）	160円
卓球（一式）	50円
体操	1種目当たり 100円
体育器具を利用しない場合	1人当たり 20円

備考

1 この表は、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が結成したスポーツクラブが試合のために利用する場合に適用する。

2 この表に定める使用料には、消費税額を含む。

3 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

3 嬉野市体育館の練習使用料

区分	使用料（1時間当たり）
バスケットボール（1面）	200円
バレーボール（1面）	200円
バドミントン（1面）	150円
卓球（1台）	100円
体操	1人当たり 20円
剣道	1人当たり 20円
柔道	1人当たり 20円

備考

1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。

の表による使用料の10割の額を加算する。

5 練習、準備のため利用する場合は、この表による使用料の5割相当額を徴収する。

6 市内に住所を有する者が、結婚式場及び結婚披露宴会場として利用する場合は、この表の規定にかかわらず、一律2万1,000円の使用料を徴収する（冷暖房使用料を除く。）。

2 嬉野市体育館使用料（スポーツクラブが利用する場合）

区分	使用料
バスケットボール	1式1時間 320円
バレーボール	// 320円
バドミントン	// 160円
卓球	// 50円
体操	1種目1時間 100円
体育器具を利用しない場合	1人1時間 20円

（注） この表は、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が結成したスポーツクラブが試合のために利用する場合に適用する。

3 練習使用料

区分	使用料	
	児童又は生徒	学生又は一般
バスケットボール	1面1時間 100円	200円
バレーボール	1面1時間 100円	200円
バドミントン	1面1時間 80円	150円
卓球	1台1時間 50円	100円

- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 午後5時以降利用の場合は、この表による使用料に5割の額を加算する。
- 4 電灯を使用する場合は、1時間当たり300円を加算する。

4 嬉野市体育館の附属設備使用料

区分	使用料（1時間当たり）
舞台照明設備（一式）	500円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は利用者の負担とする。

5 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料（1時間当たり）
本館	3,000円
別館	100円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第3(第11条関係)

1 不動ふれあい体育館使用料

	間		
体操	1人1時	10円	20円
	間		
剣道	1人1時	10円	20円
	間		
柔道	1人1時	10円	20円
	間		

- 午後5時以降利用の場合は、当該使用料の5割増しとする。
- 電灯を利用する場合は、1時間につき300円を当該使用料のほかに徴収する。

4 附属設備使用料

区分		使用料
(1) 舞台	1式1時間につき	210円
(2) 照明設備	1式1時間につき	840円
(3) 放送設備	1式1時間につき	1,050円
(4) マイクロホン	1本1時間につき	210円
(5) 机	1脚1時間につき	10円

(注) 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用者において行い、その経費は利用者の負担とする。

5 体育館冷暖房使用料金表

1	冷房料金	ホール	1時間につき	6,610円
	暖房料金	ホール	1時間につき	6,400円
2	冷房料金	別館	1時間につき	730円
	暖房料金	別館	1時間につき	520円
ホールと会議室併用の場合は、冷暖房料金は徴収しない。				

別表第3(第9条関係)

1 不動ふれあい体育館使用料

区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	200円
和室	200円
調理室	200円

備考

1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

2 不動ふれあい体育館冷暖房及びガス使用料

区分	使用料
冷暖房使用料	1時間当たり 100円
ガス使用料(コンロ1基)	300円 (1時間を超えた場合にあっては、1時間ごとに50円を加算する。)

備考

1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。

2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。

別表第4(第11条関係)

区分	使用料
吉田地区運動広場	無料
嬉野ゲートボール場	
大野原運動広場	

区分	1時間当たり使用料	
	午前8時から午後5時まで	午後5時から10時まで
アリーナ	200円	400円
和室	200円	200円
調理室	200円	200円
冷暖房・ガス使用料	実費相当額	

(注) 超過使用料は1時間単位とし、1時間に満たないものは1時間とする。

2 不動ふれあい体育館冷・暖房及びガス使用料

冷・暖房使用料	最初の1時間(基本料金) 300円 以後1時間ごとに 50円
ガス使用料(コンロ1基につき)	最初の1時間(基本料金) 300円 以後1時間ごとに 50円

(注) 利用は、1時間単位とし、1時間に満たないものは1時間とする。

別表第4(第9条関係)

名称	使用料
不動プール	無料
吉田地区運動広場	無料
嬉野ゲートボール場	
大野原運動広場	

嬉野市立学校運動場照明施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民の体育の普及振興を図り、もって市民の健康増進に寄与するため、嬉野市立学校運動場照明施設（以下「照明施設」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第3条 <u>照明施設を利用しようとする者又は団体は、嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 <u>教育委員会は、原則として試合のために必要な場合に限り、照明施設の利用を許可するものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。</u></p> <p><u>(1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 学校の建物、設備、器具等（以下</u></p>	<p>(設置及び管理)</p> <p>第1条 <u>この条例は、市民の体育の普及振興を図り、もって市民の健康増進に寄与するため、嬉野市立学校運動場照明施設（以下「照明施設」という。）を設置し、及び管理に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></u></p> <p>第2条 略</p> <p>(利用の許可及び制限)</p> <p>第3条 <u>照明施設を利用しようとする者は、嬉野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、原則として試合のために必要な場合に限り、照明施設の利用を許可するものとし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。</u></p> <p><u>(1) 公益を害するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 学校の建物、設備、器具等（以下「設備等」という。）を損傷するおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(3) 学校及び照明施設の管理運営上支障があるとき。</u></p> <p><u>3 同一の者（チーム）の利用は、1週に2日を超え、又は連続してはならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用目的の変更等の禁止)</p> <p>第4条 <u>利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の目的を許可なく変更し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</u></p>

「設備等」という。)を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校及び照明施設の管理運営上支障があるとき。

2 同一の者又は団体の利用は、週に2日を超え、又は連続してはならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用の停止を命じることができる。

(1) 前条第1項各号に該当する事由が生じたとき。

(2) 災害その他不可抗力によって照明施設を利用することができなくなったとき。

(3) 第3条の許可を受けた者又は団体(以下「利用者」という。)がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。

2 市は、前項の規定に基づく許可の取消し等によって、利用者が被った損害について、賠償の責めを負わないものとする。

(利用目的の変更等の禁止)

第6条 利用者は、照明施設の利用の目的を許可なく変更してはならない。

2 利用者は、照明施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を停止させることができる。

(1) 第3条第2項に該当する事由が生じたとき。

(2) 災害その他不可抗力によって利用できなくなったとき。

(3) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又は教育委員会の指示に従わないとき。

2 前項の取消し等によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条 略

(損害賠償)

第11条 利用者は、学校の設備等及び照明施設等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第7条関係)

区分	使用料	
吉田中学校運動場照明施設	1時間当たり	2,000円
	2時間30分当たり	3,000円
五町田小学校運動場照明施設	1時間30分当たり	4,000円
	2時間30分当たり	5,000円
	3時間当たり	6,000円

備考

1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、学校の設備等及び照明施設等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第10条 略

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第6条関係)

名称	単位	使用料
・吉田中学校 運動場照明施設	1時間以内	2,100円
	1時間30分以内	3,150円
・五町田小学校 校運動場照明施設	2時間以内	4,200円
	2時間30分以内	5,250円
	3時間以内	6,300円

法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

2 使用料の算定に当たっては、その利用に単位時間未満の端数があるときは、当該端数を単位時間とみなす。

嬉野市老人福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第 1 条～第 2 条 略</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 老人福祉センターの<u>事業</u>は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 高齢者の生活、身の上、健康等に関する相談及び指導</p> <p>(2) 高齢者の教養向上、<u>レクリエーション</u>等のため必要な便宜の提供</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第 4 条 老人福祉センターを利用することができる者は、市内に住所を有する者(以下「市内居住者」という。)で、<u>60 歳以上のもの</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、<u>必要があると認めるときは、市内居住者で 60 歳未満のもの又は市外に住所を有する者(以下「市外居住者」という。)</u>に老人福祉センターを利用させることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 5 条 老人福祉センターの開館時間は、<u>午前 8 時 30 分から午後 5 時まで</u>とする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 12 月 27 日から<u>翌年の 1 月 4 日</u>までの日(第 3 号に掲げる日を除く。)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第 7 条 老人福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>第 1 条～第 2 条 略</p> <p>(事業内容)</p> <p>第 3 条 老人福祉センターは、次に掲げる<u>事業を行う</u>。</p> <p>(1) 高齢者の生活、身の上、健康等に関する相談、指導</p> <p>(2) 高齢者の教養向上、<u>レクリエーション</u>等のため必要な便宜の提供</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第 4 条 老人福祉センターを利用することができる者は、市内に住所を有する <u>60 歳以上の者</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は <u>60 歳未満の者、市外居住者についても必要があると認めるときは、老人福祉センターを利用</u>させることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 5 条 老人福祉センターの開館時間は、<u>午前 9 時から午後 4 時 30 分まで</u>とする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 12 月 27 日から<u>翌年 1 月 4 日</u>までの日(第 3 号に掲げる日を除く。)</p> <p>(利用許可)</p> <p>第 7 条 老人福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 <u>市長は、その利用が次の各号のいずれかに</u></p>

(利用の制限)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人福祉センターの利用を許可しないことができる。

- (1) 感染症の疾患等を有し、他の利用者に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 老人福祉センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、老人福祉センターの管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 第 7 条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。
- (2)～(3) 略
- (4) 天変地異その他の避けることができない理由により必要があるとき。
- (5) 公益上必要があると認めるとき。

該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 感染症の疾患等を有し、他の利用者に影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 老人福祉センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、老人福祉センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用制限)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 老人福祉センターの利用者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
- (2)～(3) 略
- (4) 天変地異その他の避けることができない理由により、必要があると認められるとき。
- (5) 公益上、必要があると認められると

(6) 前各号に掲げる場合のほか、老人福祉センターの管理上特に必要と認めるとき。

2 市は、前項の規定に基づく許可の取消し等によって、利用者が被った損害について、賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第 6 号に該当する場合は、この限りでない。

(使用料)

第 10 条 利用者は、別表に定める額の使用料をその利用する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 11 条 略

(使用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

き。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、老人福祉センターの管理上、特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の停止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第 6 号に該当する場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 9 条 利用者は、その利用が終わったとき、又は前条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第 10 条 市長は、利用者に別表に定める額の使用料を利用する日までに納付させなければならない。

(使用料の減免)

第 11 条 略

(使用料の不還付)

第 12 条 既に納付された使用料は、原則として還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第 13 条 利用者は、老人福祉センター施設等を故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、直ちに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 老人福祉センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第12条まで及び第18条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が、老人福祉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者に対してされた申請とみなす。

5 第1項の規定により、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が、老人福祉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(指定管理者による管理)

第14条 老人福祉センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第8条及び第10条から第13条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が、老人福祉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者に対してされた申請とみなす。

5 第1項の規定により、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が、老人福祉センターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 老人福祉センターの利用の許可に関する業務

(3) 老人福祉センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務

(4) 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 前 3 号に掲げるもののほか、老人福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務  
(利用料金)

第 15 条 第 10 条の規定にかかわらず、第 13 条第 1 項の規定により老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、老人福祉センターの利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により利用料金の減免又は還付をすることができる。

(指定管理者の管理の期間)

第 16 条 指定管理者が老人福祉センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日)から起算して 3 年を超えない範囲とする。ただし、再指定を妨げない。

(原状回復義務)

第 17 条 利用者は、施設及び設備の利用を終了し、又は第 9 条第 1 項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、当該利用に係る施設及び

(1) 第 3 条に掲げる業務

(2) 老人福祉センターの利用許可に関する業務

(3) 老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前 2 号に掲げるもののほか、老人福祉センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務  
(利用料金)

第 16 条 第 10 条の規定にかかわらず、老人福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に老人福祉センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(指定管理者の管理の期間)

第 17 条 指定管理者が老人福祉センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、当該日)から起算して 3 年を超えない範囲とする。ただし、再指定を妨げない。

設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、故意又は過失により老人福祉センター施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第10条、第15条関係)

【別記1 参照】

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第 10 条関係)

【別記1 参照】

【別記1】

改正案

区分		施設使用料(1室)	冷暖房使用料(1室)	
嬉野市塩田 老人福祉セ ンター	60歳 以上	市内居住者	無料	
		市外居住者	1人1日当たり	100円
	60歳未満		1人1時間当たり	200円
嬉野市嬉野老人福祉センター			1時間当たり	300円
		1人1日当たり	100円	＝

備考 表に定める使用料には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

現 行

1 嬉野市塩田老人福祉センター

区分		使用料1室につき 1時間当たり	冷房使用料1室に つき1時間当たり	暖房使用料1室に つき1時間当たり
60歳以上の者	市内居住者	無料		
	市外居住者	1日につき50円		
60歳未満の者		210円	520円	470円

2 嬉野市嬉野老人福祉センター

種別	区分	使用料
個人	1人1日につき	100円
団体(15人以上)	1人1日につき	80円

嬉野市研修センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第2条 略 (利用の許可)</p> <p>第3条 センターを利用しようとする者又は<u>団体は、次の事項を記載した書類を利用しようとする日の3日前までに提出し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 利用しようとする者(団体にあつては、その代表者又は責任者)の住所及び氏名</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>センターの利用を許可しない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。</u></p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p>第5条 市長は、<u>第3条第1項の許可を受けた者又は団体(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) この条例の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。</u></p> <p>(特別の設備)</p> <p>第6条 <u>利用者は、センターに特別の設備の設置をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、センターの施設、備品等を変形し、又は損</u></p>	<p>第1条～第2条 略 (利用の許可)</p> <p>第3条 センターを利用しようとする者は、次の事項を記載した書類を利用しようとする日の3日前までに提出し、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 利用者又はその代表者若しくは責任者(以下「利用者」という。)の住所及び氏名</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>利用を許可せず、又は利用の許可の取消しをすることができる。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) この条例に違反したとき。</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要と認めるとき。</u></p> <p>(使用料の額)</p> <p>第5条 <u>センターの使用料の額は、別表のとおりとする。</u></p>

害を加えることはできない。

(使用料)

第 7 条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、市長の発行する納額告知書により納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 9 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第 10 条 利用者は、センターの利用を終了したときは、当該利用に係る施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する原状回復義務を怠ったときは、市がこれを執行し、その費用は、利用者に納付させる。

(損害の賠償)

第 11 条 利用者は、センターの施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 12 条 略

別表(第7条関係)

(使用料の納付)

第 6 条 使用料は、市長の発行する納額告知書により納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 7 条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 8 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(特別な設備の設置)

第 9 条 利用者は、センターに特別な設備の設置をしようとするときは、あらかじめ許可を受けなければならない。ただし、センターの施設、備品等を変形し、又は損害を加えることはできない。

(原状回復の義務)

第 10 条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を怠ったときは、市がこれを執行し、その費用は、利用者に納付させる。

(損害の賠償)

第 11 条 センターの施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 12 条 略

別表(第5条関係)

【別記1 参照】

【別記1 参照】

## 【別記1】

改正案

区分		施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
五町田研修センター	第1研修室(1階)	100円	100円
久間研修センター	第2研修室(2階)		
	第3研修室(2階和室)		
大草野研修センター	小会議室(1階)	100円	100円
	大会議室(2階)		

備考

- 1 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の3割の額を加算する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

現行

センター区分	室名	冷房使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
五町田研修センター	第1研修室(1階)	210円	150円
久間研修センター	第2研修室(2階)	150円	100円
	第3研修室(2階和室)		
大草野研修センター	小会議室(1階)	150円	100円
	大会議室(2階)	210円	150円

嬉野市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 農村地域住民の自主性、共同性を活かしながら、地域に見合った集落ビジョンと実践活動を通じて、風土を活かした快適な環境づくりと活力ある村づくりを総合的に推進するため、ふれあいセンター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 嬉野市ふれあいセンター</p> <p>位置 嬉野市塩田町大字馬場下甲 2543 番地 9</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 センターの事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第 4 条 センターを利用しようとする者又は団体は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 農村地域住民の自主性、共同性を活かしながら、地域に見合った集落ビジョンと実践活動を通じて、風土を活かした快適な環境づくりと活力ある村づくりを総合的に推進するため、ふれあいセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 嬉野市ふれあいセンター</p> <p>位置 嬉野市塩田町大字馬場下甲 2543 番地 9</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 嬉野市ふれあいセンター(以下「センター」という。)は、第 1 条の目的を達するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第 4 条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(利用の制限等)</p> <p>第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可せず、又は利用の許可の取消しをすることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) この条例に違反したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要と認めるとき。</p>

者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は過失により建物その他備品、附属品を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を市に賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第8条関係)

(使用料の額)

第6条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、センターの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意又は過失により建物その他備品、附属品を損傷し、又は滅失したときは、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第6条関係)

【別記1 参照】

【別記1 参照】

## 【別記1】

## 改正案

区分	施設使用料		冷暖房使用料 (1時間あたり)
技術伝承室 生きがい開発室	1時間あたり	100円	100円
地域特産開発室	みそ加工 1回あたり	600円	—
	その他 1回あたり	200円	

## 備考

- 1 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の3割の額を加算する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

## 現 行

室名	冷房使用料(1時間あたり)	暖房使用料(1時間あたり)
技術伝承室	210円	150円
生きがい開発室	210円	150円
地域特産開発室	施設利用料	
	味噌加工(1回あたり)600円	
	その他(1回あたり)200円	

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行								
<p>第1条 略 (設置) 第2条 都市公園の名称及び<u>位置</u>は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 略 (設置) 第2条 都市公園の名称及び<u>所在地</u>は、次のとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="202 571 360 622">名称</th> <th data-bbox="360 571 786 622"><u>位置</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="202 622 360 672">略</td> <td data-bbox="360 622 786 672">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	<u>位置</u>	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 571 968 622">名称</th> <th data-bbox="968 571 1394 622"><u>所在地</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 622 968 672">略</td> <td data-bbox="968 622 1394 672">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	<u>所在地</u>	略	略
名称	<u>位置</u>								
略	略								
名称	<u>所在地</u>								
略	略								
<p>第3条～第5条 略 (利用の禁止又は制限) 第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認めるとき又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認めるときは、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>第3条～第5条 略 (利用の禁止又は制限) 第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。</p>								
<p>第7条～第10条 略 (使用料) 第11条 <u>法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可の際、別表第2に定めるところにより算出された額に100分の105を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</u>  2 <u>有料公園施設を利用しようとする者は、当該利用の許可の際(嬉野総合運動公園プール又は轟の滝公園プールの一般利用にあつては、入場の際)、別表第3に掲げる額</u></p>	<p>第7条～第10条 略 (使用料) 第11条 <u>法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は別表第2に掲げる額の使用料を、有料公園施設を利用しようとする者は別表第3に掲げる額の使用料を、それぞれの表に掲げる納期までに納付しなければならない。なお、別表第2に掲げる使用料においては、それぞれの区分で算出された使用料に100分の105を乗じて得た額(その額に円未満の端数が生じたときは四捨五入し円)とする。</u></p>								

の使用料を納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない者が、第3条各号に規定する行為をする場合又は有料公園施設を占有利用する場合の使用料は、前2項に定める額の3割増しの額(その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)とする。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に所在する事業所等に勤務する者

(3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生

(4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなったときは、使用料の全部又は一部を還付する。

(監督処分)

第13条 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じたとき。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付する。

(監督処分)

第13条 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

第14条 略

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第16条～第18条 略

(過料)

第19条 略

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1（第7条関係）

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称	利用時間
嬉野総合運動公園 (御幸公園)	嬉野総合運動公園みゆき記念館	午前7時から午後10時まで
	嬉野総合運動公園プール	午前9時から午後5時まで (利用期間7月1日から8月31日まで)
	嬉野総合運動公園多目的運動広場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆき球場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆき球技場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきテニスコート	午前7時から午後6時まで
	鷹ノ巣公園	鷹ノ巣公園テニスコート
	轟の滝公園	轟の滝公園球場
		轟の滝公園プール

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第14条 略

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要と認める場合において、使用料を減額し、又は免除することができる。

第16条～第18条 略

(過料)

第19条 略

2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1（第7条関係）

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称
嬉野総合運動公園(御幸公園)	嬉野総合運動公園みゆき記念館
	嬉野総合運動公園プール
	嬉野総合運動公園多目的運動広場
	嬉野総合運動公園みゆき球場
	嬉野総合運動公園みゆき球技場
	嬉野総合運動公園みゆきテニスコート
	嬉野総合運動公園みゆきグラウンドゴルフ場
	嬉野総合運動公園みゆきクラブハウス
	嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場
	鷹ノ巣公園
轟の滝公園	轟の滝公園球場
	轟の滝公園プール

	嬉野総合運動公園みゆきグラウンド・ゴルフ場	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園みゆきクラブハウス	午前7時から午後6時まで
	嬉野総合運動公園全天候型屋内多目的広場	午前7時から午後9時30分まで
鷹ノ巣公園	鷹ノ巣公園テニスコート	午前7時から午後9時まで
轟の滝公園	轟の滝公園球場	午前7時から午後9時30分まで
	轟の滝公園プール	午前9時から午後4時30分まで

別表第2（第11条関係）

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

区分	使用料（1日当たり）
行商、募金その他これらに類する行為	1人又は1平方メートル当たり 25円
業として写真又は映画を撮影する行為	1人当たり 40円
興行	1平方メートル当たり 15円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用する行為	1平方メートル当たり 10円

2 公園施設を設ける場合

別表第2（第11条関係）

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額	納期
行商、募金その他これらに類する行為	1人又は1平方メートルにつき1日	25円	許可の際
業として写真又は映画を撮影する行為	1人につき1日	40円	
興行	1平方メートルにつき1日	15円	
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用する行為	1平方メートルにつき1日	10円	

2 公園施設を設ける場合

区分	使用料
売店その他	その都度市長が定めるところによる

3 公園施設を管理する場合

区分	使用料
売店その他	その都度市長が定めるところによる

4 公園を占用する場合

区分	使用料
占用物件	嬉野市道路占用料条例（平成18年嬉野市条例第140号）の別表に定めるそれぞれの種別についてその占用料の1.2倍の額

別表第3（第11条関係）

1 嬉野総合運動公園使用料

(1) みゆき記念館

区分	使用料（1時間当たり）
会議室	300円
ホール	200円
茶室	350円
冷暖房設備	1室当たり 100円

区分	単位	金額	納期
売店その他	その都度市長が定めるところによる		許可の際

3 公園施設を管理する場合

区分	単位	金額	納期
売店その他	その都度市長が定めるところによる		許可の際

4 公園を占用する場合

区分	単位	金額	納期
占用物件	嬉野市道路占用料条例（平成18年嬉野市条例第140号）の別表に定めるそれぞれの種別についてその占用料の1.2倍の額		許可の際

備考

- 1 使用料の額は、この表に定めるところにより算定した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるもの以外のものについての使用料は、100分の105を乗じて得た額とする。
- 2 使用料の額の算定に当たって、1円未満の端数が生じたときは、当該端数は四捨五入するものとする。

別表第3（第11条関係）

1 嬉野総合運動公園使用料

(1) みゆき記念館（1時間当たり）

区分	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から10時まで	納期
会議室	300円	350円	許可の際
ホール	200円	250円	
茶室	350円	400円	
冷暖房	1時間につき（1室）110円		

(2) プール

区分		使用料
一般利用	一般、大学生、専門学校生及び高校生	1人1回当たり 150円
	小・中学生	1人1回当たり 100円
	占有利用	1時間当たり 500円

(3) 多目的運動広場

区分	使用料(1時間当たり)
2分割で半面	150円

(4) みゆき球場

区分	入場料を徴収しない場合(1時間当たり)	高校生以下	一般、大学生及び専門学校生	プロ野球等
		入場料を徴収する場合(半日当たり)	400円	800円
野球場	入場料を徴収する場合(半日当たり)	2,500円	最高入場料×25人分	最高入場料×10人分

使用料		
-----	--	--

(2) プール

一般利用

区分	単位	金額	利用時間	納期
一般・高校生	1人1回につき	160円	午前9時から午後5時まで	入場の際
小・中学生	1人1回につき	110円	午後5時まで	

専用利用

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	納期
プール	2,630円	2,630円	許可の際

備考 利用期間 7月1日から8月31日まで

(3) 多目的運動広場

区分	使用料(1時間につき)	利用時間	納期
2分割で半面当たり	150円	午前8時から午後5時まで	許可の際

(4) みゆき球場

ア 野球場

区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	利用時間	納期
学生	400円	2,100円	午前9時から午後5時まで	許可の際
一般	800円	最高入場料×25人分		
職業	2,800円	最高入場料×100人分		

野球場施設	スコアボード（1時間当たり）	250円	500円	1,000円
	選手控室（1時間当たり）	150円	250円	300円
	会議室（1時間当たり）	150円	250円	300円
	ピッチングマシン（1時間当たり）	100円	200円	500円
	シャワー（1人1回）	100円	100円	100円
	冷暖房設備（1室1時間当たり）	100円		

イ 野球場設備（1時間当たり）

区分	学生	一般	職業	利用時間	納期
場内放送器具・スコアボード	40円	70円	1,400円	午前9時から午後5時まで	許可の際
選手控え室	150円	250円	300円		
会議室ほか	150円	250円	300円		
冷暖房施設	1台 1時間につき 110円				

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

(5) みゆき球技場

区分	使用料（1時間当たり）
高校生以下	300円

(5) みゆき球技場

区分	使用料（1時間につき）	利用時間	納期
学生	300円	午前8時30分	許可の際

一般、大学生及び専門 門学校生	600円
--------------------	------

(6) みゆきテニスコート

区分	使用料（1時間当 り）
高校生以下	100円
一般、大学生及び専 門学校生	200円

(7) みゆきグラウンド・ゴルフ場

区分	使用料
全面（3時間）	1人当たり50円（20人 以上にあつては、1,00 0円）

(8) みゆきクラブハウス

区分	使用料
ミーティ ングルー ム	高校生以下 1時間当 たり 150円
	一般、大学生及 び専門学校生 1時間当 たり 300円
レクチャ ールーム	高校生以下 1時間当 たり 150円
	一般、大学生及 び専門学校生 1時間当 たり 300円
冷暖房設備	1室1時 間当たり 100円
放送設備	1回当た り 600円

(9) 全天候型屋内多目的広場

区分	使用料（1時間当
----	----------

一般	600円	0分から午 後5時まで	際
----	------	----------------	---

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

(6) みゆきテニスコート

区分	使用料（1面 1時間につ き）	利用時間	納期
学生	100円	午前8時3 0分から午 後5時まで	許可の 際
一般	200円	0分から午 後5時まで	際

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

(7) みゆきグラウンド・ゴルフ場

区分	使用料（1 時間につ き）	利用時間	納期
1コース（8ホ ール）につき	150円	午前8時 30分か ら午後5 時まで	許可の 際

(8) みゆきクラブハウス（1時間当  
たり）

区分	学生	一般	利用時間	納期
ミーティ ングルー ム	150 円	300 円	午前8時 30分か ら午後5 時まで	許可 の際
レクチャー ールーム	150 円	300 円		
放送設備	1時間につ き 630円			
冷暖房施設	1室 1時間 につき 110円			

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

(9) 全天候型屋内多目的広場

区分	使用料	照明設備	利用時間	納期
----	-----	------	------	----

		たり)
施設	高校生以下	250円
	一般、大学生及び専門学生	500円
照明設備		200円

## 2 鷹ノ巣公園使用料

鷹ノ巣公園テニスコート（1時間当たり）

区分		使用料 (1面当たり)
テニスコート	高校生以下	100円
	一般、大学生及び専門学生	200円
照明設備（照明カード）		500円

## 3 轟の滝公園使用料

(1) 轟の滝公園球場

区分		使用料	
施設	高校生以下	1時間当たり	200円
	一般、大学生及び専門学生	1時間当たり	300円
照明設備		30分当たり	1,500円

(2) 轟の滝公園プール

区分		使用料
一般利用	幼児（4歳以上）、	1人1回当た

	(1時間につき)	(1時間につき)		
学生	250円	200円	午前8時から午後9時30分まで	許可の際
一般	500円			

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

## 2 鷹ノ巣公園使用料

鷹ノ巣公園テニスコート

区分	使用料（1面1時間につき）	照明カード（1面1時間につき）	納期
学生	100円	500円	許可の際
一般	200円		
利用時間	午前7時から午後9時まで		

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

## 3 轟の滝公園使用料

(1) ア 轟の滝公園球場

1時間につき	利用時間	石灰代	納期
150円	午前8時から午後9時30分まで	525円	許可の際

イ ナイター料金

区分	2時間	2時間30分	納期
市内	5,790円	7,100円	許可の際
市外	7,890円	9,730円	

(2) 轟の滝公園プール

区分	金額	納期	利用時間
入場	幼児（4歳	100円	入場
			午前9時

	小学生	り 100円			の際	から午後
占用利用		1時間当たり				4時30
		500円				分まで
<u>う y</u>  備考 1の表から3の表までに定める使用料 には、消費税法（昭和63年法律第108 号）の規定に基づく消費税の額及び地方税 法（昭和25年法律第226号）の規定に 基づく地方消費税の額を含む。						
料	以上）、小				の際	
	学生					
占用	午前9時か	2,630	許可			
使用	ら正午まで	円	の際			
料	正午から午	2,630	許可			
	後4時30	円	の際			
	分まで					

嬉野市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p><u>(設置)</u> 第1条 <u>地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、嬉野市公園（以下「公園」という。）を<u>設置する</u>。</p>	<p><u>(設置及び管理)</u> 第1条 <u>この条例は、地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、嬉野市公園（以下「公園」という。）を<u>設置し、及び管理について必要な事項を定めるものとする</u>。</p>
<p>(利用の禁止又は制限) 第5条 市長は、公園及び施設の損壊その他の理由により、その利用が危険であると<u>認めるとき又は公園に関する工事のためやむを得ないと認めるときは</u>、区域及び施設を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>(利用の禁止又は制限) 第5条 市長は、公園及び施設の損壊その他の理由により、その利用が危険であると<u>認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合は</u>、区域及び施設を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。</p>
<p><u>(特定施設)</u> 第7条 公園施設のうち別表第1に掲げる施設を特定施設（以下「特定施設」という。）に指定する。 2 前項の特定施設を利用しようとする者又は<u>団体は</u>、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 3 <u>同一の者又は団体による特定施設の利用は、週に2日を超え、又は連続してはならない</u>。</p>	<p><u>(公園特定施設)</u> 第7条 公園施設のうち別表第1に掲げる施設を特定施設（以下「特定施設」という。）に指定する。 2 前項の特定施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 3 <u>特定施設の利用は、同一の者又はチームの利用が週に2日を超え、又は連続してはならない</u>。</p>
<p><u>(利用権の譲渡等の禁止)</u> 第8条 第4条第1項、第6条第1項若しくは第2項又は前条第2項の許可を受けた者又は<u>団体は</u>、その権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは利用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p><u>(権利譲渡等の禁止)</u> 第8条 第4条第1項、第6条第1項若しくは第2項又は前条第2項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは利用させてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>(使用料) 第9条 <u>第4条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、当該許可の際、別表第2に定めるところにより算出</u></p>	<p>(使用料) 第9条 <u>第4条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を、市長の指定する期</u></p>

された額に100分の105を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。

2 第7条第2項の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに利用区域内を原状に回復して返還しなければならない。

(過料)

第16条 略

(1) 略

(2) 第4条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

(3)～(4) 略

第17条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

日までに納付しなければならない。

2 第7条第2項の許可を受けた者は、別表第1に掲げる額の使用料を市長の指定する期日までに納付しなければならない。

(使用料の不返還)

第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、その利用を終わったときは、直ちに利用区域内を原状に回復して返還しなければならない。

(過料)

第16条 略

(1) 略

(2) 第4条第1項の規定に違反して、同条同項各号に掲げる行為をした者

(3)～(4) 略

第17条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

別表第1(第7条、第9条関係)

区分		使用料	
北部公園	多目的広場	無料	
	野球場	高校生	1時間当たり
		以下	300円
		一般	1時間当たり 600円
	野球場照明		30分当たり 1,500円
	冷暖房設備		1室1時間当たり 100円
	ピッチングマシン	高校生	1時間当たり
以下		100円	
和泉式部公園	野外ステージ照明	1時間当たり 100円	
	配電盤電気設備	1時間当たり 100円	
中央公園	多目的広場	1時間当たり 150円	
	多目的広場照明	8基点 灯	1時間当たり 2,000円
		6基点 灯	1時間当たり 1,800円
		5基点 灯	1時間当たり 1,700円
		4基点 灯	1時間当たり 1,600円
	テニスコート		1コート1時間当たり 200円
	テニスコート照明		1コート1時間当たり 500円

別表第1(第7条、第9条関係)

公園名	施設名	単位	使用料	備考
北部公園	多目的広場		無料	
	野球場	1時間当たり	1,050円	市内在住者が利用する場合は、無料とする。
		1時間当たり	3,150円	市外の者が利用する場合は、この表による使用料の5割の額を加算する。
	野球場照明	1時間当たり	3,150円	市外の者が利用する場合は、この表による使用料の5割の額を加算する。
30分増すごと		1,570円	市外の者が利用する場合は、この表による使用料の5割の額を加算する。	
和泉式部公園	野外ステージ	1時間当たり	310円	市外の者が利用する場合は、この表による使用料の5割の額を加算する。
		100円	市内在住者が利用する場合は、無料とする。	
	野外ステージ照明灯	1時間当たり	100円	市外の者が利用する場合は、この表による使用料の5割の額を加算する。
		100円	市内在住者が利用する場合は、無料とする。	
研修棟高床式倉庫		210円	市内在住者が利用する場合は、無料とする。	

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の既定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、単位時間に満たない利用時間は、単位時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者が公園を利用する場合は、この表に定める使用料の 3 割増しの額とする。
  - (1) 市内に居住する者
  - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
  - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、生徒又は学生
  - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設に宿泊をする者

別表第 2（第 9 条関係）

利用の目的		単位	金額
工作物等を設ける場合	標識類	1 日 1	5 0 円
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場	平方メートル当たり	
公園を利用する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1 日 1 平方メートル	2 0 円
	業として写真を撮影するもの	当たり	

中央公園	多目的広場	1時間当たり	1,050 円	市内在住者が利用する場合は、無料とする。
	多目的広場照明	8基点 1時間当たり	2,100 円	市外の者が利用する場合は、この表による使用料の 5 割の額を加算する。
		6基点 1時間当たり	1,890 円	
		5基点 1時間当たり	1,780 円	
		4基点 1時間当たり	1,680 円	
	テニスコート	1コート1時間	210 円	
	テニスコート照明	1コート1時間	570 円	

別表第 2（第 9 条関係）

利用の目的		単位	金額
工作物等を設ける場合	標識類	1 平方メートル	5 0 円
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物 工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場	1 日 1 平方メートル	
公園を利用する場合	行商、募金、露天営業その他これらに類するもの	1 平方メートル	2 0 円

	業として映画を撮影するもの				業として写真を撮影するもの	目	
	競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの				業として映画を撮影するもの		
	花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの				競技会、展示会、博覧会、集会、祭礼その他これらに類する催しをするもの		
					花火、キャンプファイヤー等火気を使用するもの		
永続的施設を設ける場合	売店・自動販売機・その他	嬉野市行政財産使用料条例（平成18年嬉野市条例第57号）を基本として市長が定めるところによる。		永続的施設を設ける場合	売店・自動販売機・その他	嬉野市行政財産使用料条例（平成18年嬉野市条例第57号）を基本として市長が定めるところによる。	
備考 利用面積、利用の長さ及び利用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数は、それぞれ切り上げて計算する。				備考 利用面積、利用の長さ及び利用期間が単位未満のもの又は単位未満の端数は、それぞれ切り上げて計算する。			

佐賀県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 <u>鹿島・藤津地区衛生施設組合</u> 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合</p>	<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p> <p>佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 <u>鹿島・藤津地区衛生施設組合</u> 神埼地区消防事務組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合</p>

別表第2（第3条関係）

組合の共同処理する事務と組合市町

<p>第3条第1号 に関する事務</p>	<p>小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 <u>鹿島・藤津地区衛生施設組合</u> 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 佐賀県西部広域環境組合</p>
<p>第3条第2号から第6号までに関する事務</p>	<p>略</p>

別表第2（第3条関係）

組合の共同処理する事務と組合市町

<p>第3条第1号 に関する事務</p>	<p>小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 <u>鹿島・藤津地区衛生施設組合</u> 神埼地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 佐賀県西部広域環境組合</p>
<p>第3条第2号から第6号までに関する事務</p>	<p>略</p>

<p>第3条第7号 に関する事務</p>	<p>多久市 武雄市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 <u>鹿島・藤津地区衛生施設組合</u> <u>有田磁石場組合</u> 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合</p>	<p>第3条第7号 に関する事務</p>	<p>多久市 武雄市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 <u>鹿島・藤津地区衛生施設組合</u> <u>神埼地区消防事務組合</u> 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域環境組合</p>
<p>第3条第8号 に関する事務</p>	<p>略</p>	<p>第3条第8号 に関する事務</p>	<p>略</p>
<p>第3条第9号 に関する事務</p>	<p>略</p>	<p>第3条第9号 に関する事務</p>	<p>略</p>
<p>第3条第10号 に関する事務</p>	<p>略</p>	<p>第3条第10号 に関する事務</p>	<p>略</p>

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>第1条～第17条（略）</p> <p>第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び佐賀県の支出金</p> <p>(4) その他</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>第19条（略）</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">共通経費</td> <td style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口割</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者人口割</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療給付に要する経費</td> <td colspan="2">高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険料その他の納付金</td> <td colspan="2">高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。</p>		負担割合		共通経費	均等割	10%	人口割	45%	高齢者人口割	45%	医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額		保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額（略）		<p>第1条～第17条（略）</p> <p>第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 関係市町の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 国及び佐賀県の支出金</p> <p>(4) その他</p> <p>2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。</p> <p>第19条（略）</p> <p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">共通経費</td> <td style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口割</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者人口割</td> <td style="text-align: center;">45%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療給付に要する経費</td> <td colspan="2">高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険料その他の納付金</td> <td colspan="2">高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。</p> <p>2 高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。</p>		負担割合		共通経費	均等割	10%	人口割	45%	高齢者人口割	45%	医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額		保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額（略）	
	負担割合																																
共通経費	均等割	10%																															
	人口割	45%																															
	高齢者人口割	45%																															
医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額																																
保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額（略）																																
	負担割合																																
共通経費	均等割	10%																															
	人口割	45%																															
	高齢者人口割	45%																															
医療給付に要する経費	高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額																																
保険料その他の納付金	高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき額（略）																																